

## 2025年度補助方針における主な変更箇所（案）

### 1. 申請機会の拡大

福祉機器・福祉車両のみ年2回の申請へ変更

【1回目】2024.7/1～11/1（事業期間；2025.4/1～2026.3/31）

【2回目】2025.5/26～6/20（事業期間；2025.10/1～2026.3/31）※年度内要望

### 2. 手続きの簡素化

#### （1）申請

申請手続きはインターネットのみとし郵送による申請書類の送付を廃止  
（施設の建築、補修を除く）

#### （2）採否

文書による採否通知を廃止し事業者フロントのホームページでの確認へ変更

### 3. メニューの追加

#### （1）教育用機器の整備メニューを新設

次世代人材育成のため工業・工科・科学技術高校に専門技術と知識の習得に必要な機器を購入するための補助を新設

#### （2）研究補助に国際交流メニューを新設 ※年度内要望

海外で開催される国際会議やシンポジウム等で研究発表を行う大学院生が渡航する際の費用の補助を新設

#### （3）就労支援車両の種類追加

就労支援施設において必要との社会的ニーズがある運搬用車両（バン、トラック）を就労支援車両の種類に追加

### 4. その他補足事項

#### （1）募集期間の見直し

①福祉機器、検診車・診療車等、福祉車両、就労支援機器・就労支援車両の整備  
2024.7/1～11/1（申請期間の短縮）

②公設工業試験研究所等及び研究補助  
2024.10/7～11/8（1週間の前倒し）

#### （2）防災・減災メニューの申請増に向けた見直し

- ・機械のメニューには自然災害等への対策の支援として「機器の開発」「BCPに資する研究」を明文化
- ・公益のメニューには安全安心に資する活動への補助に自然災害に対する防災・減災を明文化

#### （3）子どもの居場所作り等の活動の支援範囲の整理

社会的課題となっているケアリーバーまで子どもの居場所作り等の活動の支援の範

圏を拡大することを明文化

(4) 基準単価の見直し

物価高騰や実勢に則して以下の基準単価を変更

①公益の事業費の宿泊料

- ・海外の宿泊料高騰等に伴い増額

②手当、謝金

地域別最低賃金の改正及び実情に則して以下の手当、謝金の金額及び内容を変更

- ・臨時備役費等の手当及び謝金を増額
- ・看護師への謝金を増額
- ・公益の事業費における有資格者手当を追加

③施設の建築・補修

- ・物価高騰等に伴い施設の建築・補修に関する基準単価を増額  
(補助金上限額は据置き)

(5) 臨時備役費の対象範囲の整理

実情に則して「社会福祉の増進」事業に限り非常勤役職員まで臨時備役費の対象範囲を拡大

(6) 福祉機器に関する見直し

①対象機器の見直し

実情に則して「リハビリ機器」「座面昇降機能付車いす」を対象外へ変更

②対象法人の見直し

多くの事業者に採択の機会を与えるため直近2年間に福祉機器の補助を受けた法人を対象外へ変更

(7) 福祉車両に関する見直し

①対象要件の見直し

福祉車両の種類によって異なる社会福祉施設の所有の要件を不要で全て統一

②福祉車両の一覧表を以下のとおり整理

- ・車両価格変更に伴い増額
- ・ハイブリット車の購入促進を促すため補助金上限額を増額
- ・車両種類ごとの排気量区分けを整理

(8) 緊急支援に関する見直し

①対象法人の整理

非常災害支援の実情に則し以下の団体を対象外へ変更

- ・普通地方公共団体、地方独立行政法人等
- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

②表記の整理

非常災害支援の実情に則した活動補助のため経費基準を表記